

大館市内の事業者の皆様へ！

物価高騰対策 中小事業者GX推進事業費補助金（通常枠）

市内事業所の省エネ化や脱炭素化を目的とした 設備転換、特定設備の導入などを支援します！

【対象者】 市内に営業の実態がある中小事業者など

- ・申請は1事業者につき1回まで
- ・中小事業者GX推進事業費補助金（LED化推進枠）との併用はできません
- ・令和7年度以前に実施した中小事業者GX推進事業費補助金の交付を受けた事業者も申請できます
- ・農業協同組合や農事組合法人、社会福祉法人、NPO法人などは対象外となります

申請期限は
令和8年10月30日(金)
まで！



【補助金額】補助対象経費の2分の1を補助（上限100万円、千円未満切り捨て）

【補助対象経費】

市から事業承認を受け、令和8年11月30日（月）までに支払いや設備導入、
工事施行等が完了した 設計費・工事費・設備費

- 消費税、地方消費税、値引きされた分の金額は補助対象経費になりません
- 大館市以外の補助金制度も利用する場合、その金額を除いた分が大館市の対象となります
- 令和8年11月30日までに支払い・工事施工を完了できなかった場合は補助金の交付ができません

【補助対象事業】 必ず事業実施前に申請してください。

(1)～(4)を重複して申請することはできません。

下記(1)の①～④及び(3)(4)の事業については、市内事業者と契約して行うこと。

(1)既存設備を省エネルギー設備※へ転換する事業

- ①照明設備 ※照明設備に関する工事について、本補助金（通常枠）では大規模なLED照明器具の導入・更新をする事業のみを対象とします。
少額のLED照明器具の導入・更新工事（目安:総工費40万円以下）については、別の「LED化推進枠」をご利用ください。

- ②空調設備 ③業務用冷凍冷蔵庫 ④変圧器 ⑤工作機械 ⑥生産設備 など
(①～⑥すべて、工事の際に必ず元の設備を処分してください)

※省エネルギー設備とは、既存設備と比較して年間CO2排出量が5%以上削減される設備

(2)特定の省エネルギー設備を導入する事業

- 蓄電池を伴う太陽光発電システム（自家消費に限定）
- 木質バイオマスボイラー
- 省エネ運転支援装置（エンジン停止時に使用可能な車載型冷暖房設備）
- ビル・エネルギー管理システム（計測・計量・制御・データ保存可能な装置を含むもの）

(3)断熱改修工事業

建材トップランナー基準を達成した断熱材、複層ガラスの導入、サッシの更新

(4)遮熱塗装工事業

日射反射率75.0%（近赤外線領域）を超える塗料を用いるもの

※自らの事業目的以外に使用する設備や、賃貸借を目的とする事業所及び設備は対象外

例) 自宅と事業所で兼用する設備、貸主が賃貸物件備え付けの設備を更新するなど

※(3)に関して、自宅兼用事業所の場合は事業専用区画の延べ床面積が建物全体の1/2以上であること

【申請の流れ】事業を実施する前に申請が必要です！

① 市へ事業承認申請 <令和8年10月30日(金)まで>

② 事業の実施(設備導入・工事施行・支払い等)

③ 市へ実績の報告 <事業完了から30日以内>

※令和8年11月中に事業が完了した場合は、令和8年11月30日(月)まで

④ 補助金の交付



事業承認申請時の必要書類 (共通書類+各事業に必要な書類を提出)

共通

・ 事業承認申請書(様式第1号)

・ 事業計画書(様式第2号)

・ 補助対象経費見積書(様式第3号)

・ 取得する設備の仕様等を明らかにする書類(仕様書・カタログなど)

・ 営業証明書(市税務課窓口、各総合支所、出張所等で取得可能)

※市内に本社がある事業者や条例指定企業等は、定款(法人)または令和7年分確定申告書(個人事業主)でも可

事業(1)
(設備転換)

○ 更新前の設備の現況写真

○ 省エネルギー効果比較証明書(様式第4号)又は省エネルギー診断報告書

事業(2)
(特定設備
の導入)

◇ 導入予定箇所の図面・設計図等

◇ 工事請負契約書・工事内訳明細書の案

◇ その他 (導入設備に応じて必要書類が変わります。詳細はHPをご参照ください)

事業(3)(4)
(断熱改修・
遮熱塗装
工事)

□ 工事を行う建物の現況写真

□ 工事施行予定箇所及び建物全体の面積が分かる図面

□ (3)の場合 建材トップランナー基準を達成していることを明らかにする書類
□ (4)の場合 塗料の日射反射率の性能を明らかにする書類

□ 工事請負契約書・工事内訳明細書の案

<補足事項>

・ 中小企業者等とは、中小企業基本法に基づく法人や、個人事業者等を指します

(農業協同組合や農事組合法人、社会福祉法人等は対象外)

・ 省エネルギー効果比較証明書(様式第4号)は、設備の購入先事業者又は設備メーカーなどから証明を受ける必要があります。なお、省エネルギー診断を受けた場合は、当該証明書に代わり診断報告書を提出してください。

(省エネルギー診断実施機関:(一社)省エネルギーセンター、あきた省エネプラットフォームなど)

◎ 詳細および申請書類などはホームページをご覧ください→



【問い合わせ・申請先】大館市商工課：〒017-8555 大館市字中城20番地

TEL：0186-43-7071 / Mail：syoko@city.odate.lg (エルジー) .jp